

大阪市告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月12日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和8年3月26日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
東住吉区第1800号線	東住吉区西今川1丁目5番先	植木鉢等
東住吉区第1800号線	東住吉区西今川1丁目20番先	樹木等
東住吉区第1800号線	東住吉区西今川1丁目20番先	植木鉢等
東住吉区第9003号線	東住吉区公園南矢田2丁目7番先	台車等
東住吉区第9003号線	東住吉区公園南矢田2丁目7番先	椅子等
東住吉区第9003号線	東住吉区公園南矢田2丁目7番先	材木等

（建設局総務部管理課）